

旭川市スタートアップ支援補助金（二次募集）募集要領

市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発，販路開拓に関する取組の支援を行います。

1 補助の対象となる事業

市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発，販路開拓に関する取組に関する事業

2 事業の募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月21日（月）午後5時まで

3 応募方法

旭川市経済部産業振興課宛に電子メールで提出してください。

※申請書受理の返信メールをもって応募完了となりますので御注意ください。

※メールの送信容量が4MBを超える場合は，市で受信エラーが発生するため，事前に御相談ください。

4 応募書類の入手方法

産業振興課のホームページから入手してください。

（URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d077387.html>）

5 提出，問合せ先

【提出先】

産業振興課アドレス：sangyo_hojo@city.asahikawa.hokkaido.jp

【問合せ先】

旭川市経済部産業振興課

旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階

電話：65－7047

6 注意事項

書類の作成及び応募，事業の実施に際しては，本募集要領に記載されている内容を必ず確認してください。

目次

I	事業目的.....	1
II	事業内容・手続等.....	1
1	補助の対象となる事業.....	1
2	補助の対象となる方.....	1
	（1）応募資格.....	1
	（2）応募要件.....	1
3	補助率及び補助対象経費.....	1
	（1）補助率及び限度額.....	1
	（2）補助対象経費.....	2
	（3）採択件数.....	3
4	審査及び採択.....	3
	（1）採択方法.....	3
	（2）採択の判断基準.....	3
	（3）審査の加点について.....	3
5	補助事業の実施等.....	4
	（1）補助金の交付決定.....	4
	（2）補助事業の変更.....	4
	（3）実績報告書の提出.....	4
	（4）補助金の確定，支払.....	4
6	事業スケジュール.....	5
7	留意していただきたい点.....	5
	（1）経理の区分.....	5
	（2）補助対象経費からの消費税等の除外について.....	5
	（3）文書の保存.....	5
	（4）事業成果の報告.....	5
8	応募書類の提出.....	6
	（1）事業の募集期間.....	6
	（2）提出方法.....	6
	（3）問合せ先.....	6
	（4）必要書類.....	6
	（5）記入方法及び記入例.....	7～9
	別表（宿泊費上限）.....	10
	その他書類・記入例.....	11～14

I 事業目的

本事業は、市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する取組を支援することにより、稼ぐ力の強化を図り、地域経済の発展に資することを目的とします。

II 事業内容・手続等

1 補助の対象となる事業

市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する事業について対象とします。

2 補助の対象となる方

(1) 応募資格

- ① 令和6年度において、本事業の採択を受けていない者
- ② 市内に主たる事業所を有し、3年以内（※1）に起業・創業を行った中小企業者

業種（主として営む事業）	資本金、常時使用する従業員規模
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
小売業、サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200以下

- ③ 市内に主たる事業所を有し、3年以内（※1）に起業・創業を行った個人事業主
- ④ これから起業・創業を行い（※2）、市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業主

（※1）令和6年5月1日時点で起業・創業から3年以内であること

（※2）補助対象期間である令和7年1月31日までに起業・創業すること

(2) 応募要件

- ・市税を滞納していないこと
- ・同一年度内に同一申請内容により、本市及び他の公的機関（国、都道府県、独立行政法人、中小企業総合支援センター等）から補助金等を受けている場合は、補助対象となりません。

3 補助率及び補助対象経費

(1) 補助率及び限度額

補助率は補助対象経費の**2分の1以内**で、千円未満の端数は切捨てとなります。

補助金の1件当たりの限度額は以下となります。

① 小規模枠（限度額20万円）

応募資格①、②、③、④に該当する方が対象となります。

- ・カタログ、パンフレット、動画の制作やリニューアルなど情報発信に関する事業
- ・テレビ、新聞、雑誌、インターネット広告への掲載など広報に関する事業
- ・新製品、新サービスの展開に向けて専門的知見を活用する事業

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象期間（令和6年4月1日から令和7年1月31日まで）に発生し、支払が完了した次の経費とします。

項 目	対象となる経費
①原材料・副資材費	・加工原材料や部品等の購入に要する経費
②外注費	・新製品のデザイン制作，原材料等の加工，設計等を外注する際に要する経費 ・試作品の性能検査，分析等を外注する際に要する経費
③工業所有権導入費	・工業所有権の取得等に要する経費
④Web関連費	・Webページ制作・リニューアルに要する経費 ・インターネット広告，販路開拓に必要なシステムに要する経費
⑤広報費	・テレビや新聞，雑誌等への広告掲載に要する経費 ・パンフレット，チラシ，PR動画等の制作・リニューアルに要する経費 ※既存のパンフレットの増刷（一部修正による増刷も含む。）や定期広告掲載等に要する経費は対象外とします。
⑥展示会等出展費	・会場使用料，出展料（小間料，造作費），光熱水費，出展時リース料，運送費等
⑦報償費	・アドバイザー等の専門家謝金
⑧委託費	・市場調査やその分析など，事業の一部を委託する際に必要な経費
⑨旅費	・事業の実施に必要な経費（交通費，宿泊費に限る） ※視察やセミナー参加等は対象外とします。 ※交通費は公共交通機関の利用を原則として，補助事業者の旅費規程に基づく実費となりますが，宿泊費の上限は11ページ別表のとおりとなります。 なお，以下の事項について留意すること。 ア 鉄道賃グリーン料金等（A寝台もこれに準ずる。）や航空賃のファーストクラス料金等，普通料金以外のものは認められない。 イ <u>航空賃については全ての搭乗について領収書及び搭乗券半券（又は搭乗証明書）を添付することとし，事前購入割引等の割引制度を適用して購入した場合は当該購入金額を上限とする。</u>
⑩その他市長が特に認める経費	①～⑨に掲げる経費以外に，市長がやむを得ないと認めるもの。

※各経費の取扱い

- 補助申請に伴う計画の策定費用（例：打合せに係る会場費，旅費等）は対象となりません。
- 飲食費や手数料（振込手数料など）は対象となりません。
- 補助対象経費と他経費との区分ができないもの（例：消耗品，コピー代等）は対象となりません。
- パソコンの購入など，補助対象事業以外に転用可能な機械装置等にかかる経費は対象とならない場合があります。
- 事業完了後，領収書等の支出を証する書類を提出できない経費は対象となりません。
- 企業訪問等の通常の営業活動とみなされる経費は対象とならない場合があります。

- 旅費については4ページの枠内に記載している注意事項を必ず確認していただき、実績報告書提出時に不備がないようにしてください。
- 出展等の販売促進活動により利益が発生した場合は、特定収入として補助対象経費から控除します。あらかじめ御了承ください。
- 令和7年1月31日までに支払が完了している経費が補助対象経費となります。令和7年2月1日以降に支払となる経費は対象となりません。
- 経費の考え方や処理については、補助事業事務処理マニュアルを参照してください。

(3) 採択件数

小規模枠3件程度を予定しておりますが、予算の範囲内で採択件数は変動します。

4 審査及び採択

(1) 採択方法

中小企業診断士等の専門家等から構成される審査会で申請書を行い、その結果を踏まえて採択・不採択を決定します。

※申請数が多数の場合は、始めに書類審査を行い、その後に申請者によるプレゼンテーション審査を実施する場合があります。この場合、書類審査を通過し、プレゼンテーションの審査状況を踏まえて、採択・不採択を決定します。

(2) 採択の判断基準

次の基準により、総合的に審査します。

- ・事業は、工夫を凝らした独自性や新規性があるか
- ・市場ニーズを踏まえターゲットを明確にしているか
- ・事業の内容は実現性が高い内容となっているか
- ・本事業の終了後も継続して実施する見込みがあるか
- ・将来的に発展が見込まれるか
- ・事業費の計上は正確であり、必要な金額のみ計上されているか

(3) 審査の加点について

- ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書発行を受けている場合
- ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を補助対象期間（令和7年1月31日）までに取得する場合

旭川市HP（特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書発行）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/547/d076144.html>

- ・旭川市のデザインプロデューサー修了生※と連携して事業を実施する場合

※デザインプロデューサー

旭川市では、デザインと経営の両面から、事業や地域の抱える課題にアプローチし、解決に導く「デザインプロデュースができる人材」育成に取り組んでおり、その修了書を受け取った受講者

デザインプロデューサーの紹介サイト (<https://design-asahikawa.jp/designhubmember/>)

5 補助事業の実施等

(1) 補助金の交付決定

採択した案件の申請事業者に対して、市から補助金交付決定通知を郵送します。

事業の実施に当たっては、次の点に注意してください。

- 本事業終了後の補助金額の確定に当たっては、領収書のなど支出を証する書類が必要となります。支出を証する書類の提出がない経費は、補助対象外経費となりますので御注意ください。
- 支出を証する書類には支出内訳の記載が必要となります。領収書等に支出内訳の記載がない場合は、請求書等の内訳が記載された書類も併せて提出してください。
- 旅費については次の点に注意してください。
 - ・実績報告書提出時に出張命令書・出張報告書等の書類を提出していただきます。出張報告書には、出張者、用務先、日付、目的のほか、いつ、誰と、どこで、何をしたかの内容を詳細に記載してください。なお、出張命令書等の様式がない場合には、参考資料を見本に作成するなどして、本補助事業に従事したことがわかるようにしてください。
 - ・本補助事業以外の用務が一連の旅費の行程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分してください。
 - ・補助対象となるものは、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものが原則のため、タクシーの使用や最短ルート以外のルートを使用する場合には、出張報告書等に明確かつ妥当性のある理由を記載してください。
 - ・航空賃については、領収書等に併せて搭乗を証明する書類（搭乗半券又は搭乗証明書）の提出が必要です。搭乗半券等の提出がない場合には補助対象外経費として取り扱います。
- 補助事業の実施に係る経費は、他の事業等と区別して整理し、事業の報告や検査の際にすぐ分かるようにしておいてください。
- 補助対象経費等に疑義が生じた場合には、あらかじめ産業振興課に御連絡ください。

なお、採択された案件については、申請事業者の名称、事業名等について、旭川市ホームページ等で公表します。あらかじめ御了承ください。

(2) 補助事業の変更

補助事業の内容（事業計画の内容、経費の配分など）を変更しようとするときや、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ所定の様式で補助事業の変更・廃止申請を提出し、承認を受けてください。ただし、補助金の交付決定額から2割未満の減額となる場合や補助対象経費（細目）の相互間における流用の場合については、補助事業の変更申請は必要ありません。

変更が生じる場合には、あらかじめ産業振興課へ御連絡ください。

(3) 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和7年1月31日までのうちいずれか早い日までに、所定の様式で実績報告書を提出してください。

なお、対象経費の支払は、実績報告書を提出する時点で完了していなければなりません。

(4) 補助金の確定、支払

実績報告書に基づき対象経費の審査を行い、補助金額を確定し書面にて通知します。

補助金は金額の確定後、補助事業者からの請求により支払うことを原則としますが、要望や実態等を勘案の上、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払とすることも可能です。この場合、産業振興課へ御相談ください。

6 事業スケジュール

時期	申請者	市
10月 日 ～10月21日	① 申請書類の作成（産業振興課 ホームページからダウンロードしてください。） ② 申請書類の提出	
10月下旬 ～11月下旬頃	④審査会でプレゼンテーション を実施する場合があります。 ⑥補助事業の実施	③申請書類の確認・形式審査 ④審査会で採否の決定 ⑤採択事業者へ補助金交付決定通知
事業完了後30日以内 ※1月31日まで	⑦実績報告書の提出	
実績報告書提出後	⑨必要に応じ実地調査の受検 ⑪補助金請求書の送付 ⑬補助金の受領	⑧書類審査 ⑨必要に応じ実地調査実施 ⑩補助金確定通知の送付 ⑫補助金の支払

7 留意していただきたい点

（1）経理の区分

補助事業において発生した収入、支出については、その経理を補助事業者における他の事業と区分して整理し、必要なときに補助事業に係る費用であることがすぐに分かるようにしてください。（補助対象経費の支払方法は、銀行振込としてください。現金支払いは補助対象となりません。）そのため、領収書、銀行の振込依頼書がなるべくこの事業専用となるよう処理し、他の業務と混同のないようにしてください。

実績報告書提出時に領収書、銀行の振込依頼書等の支出を証する書類を添えて提出していただきます。

（2）補助対象経費からの消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）の除外について

補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書（様式第11号）の提出が必要になります。しかし、この報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、報告漏れや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、次のとおり取り扱うものとします。

原則、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

（3）文書の保存

補助事業者は、補助事業にかかる経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備して、補助事業終了後の翌年度から5年間（令和12年3月31日まで）保存しなくてはなりません。

（4）事業成果の報告

補助事業者は、補助事業終了後の翌年度から5年間、本事業の成果を報告していただくこととな

っております。別途、本市から御案内いたしますが、毎年度2月末日までに必ず報告書を提出してください。（報告書様式は14ページのとおり）

8 応募書類の提出

（１）事業の募集期間

令和6年10月 日（ ）から令和6年10月21日（月）午後5時まで

（２）提出方法

旭川市経済部産業振興課宛に電子メールで提出してください。

提出先：産業振興課アドレス：sangyo_hojo@city.asahikawa.hokkaido.jp

※申請書受理の返信メールをもって応募完了となりますので御注意ください。

※メールの送信容量が4MBを超える場合は、市で受信エラーが発生するため、事前に御相談ください。電子メールでの提出が難しい場合は、電磁的記録媒体（USBメモリ等）を直接持参してください。

（３）問合せ先

旭川市経済部産業振興課

旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階

電話：65－7047

（４）必要書類（電子データで提出してください。）

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号－1）
- ③ 事業予算書（様式第1号－2）
- ④ 交付申請確認及び誓約書（様式第1号－3）
- ⑤ 【法人の場合】

法人の全部事項証明書あるいは登記簿謄本

【個人事業主の場合】

個人事業の開廃業等届出書又は確定申告と住所を証明できるものなど1年以上の操業が確認できる書類

- ⑥ 市税の納税証明書（完納）補助金申請時点で最新のもの
（市役所総合庁舎3階税務部税制課諸税係窓口又は市役所各支所の窓口で交付を受けてください。なお、納税証明書は2種類ありますので、窓口で「市税の滞納がないことを証明する書類」であることを伝えてください。）
- ⑦ 【該当者のみ】特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書

(5) 記入方法及び記入例

様式第1号		旭川市スタートアップ支援補助金交付申請書		提出年月日を元号から記入してください。	
(宛先) 旭川市長		「所在地」は事業者の主たる事務所を記入します。本社でない場合は、本社所在地を括弧書きで併記してください。		令和○年○月○日	
「代表者」には、氏名の前に「代表取締役」等の肩書きも記入してください。		申請者	所在地	旭川市○条通○丁目	
			名称	株式会社○○○	
			代表者（職氏名）	代表取締役	○○ ○○
		押印は不要です。			
旭川市スタートアップ支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、旭川市スタートアップ支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。					
1 事業の名称、目的、内容等					
「事業計画書」（様式第1号－1）、「事業予算書」（様式第1号－2）及び「交付申請確認及び誓約書（様式第1号－3）」のとおりに提出してください。					
2 事業の着手及び完了予定時期					
着手	令和○年○月○日	着手年月日は、令和6年4月1日以降、完了年月日については令和7年1月31日以前にしてください。			
完了	令和○年○月○日				
3 補助金交付申請額		金○○○, ○○○円			
		様式第1号－2（事業予算書）「1 収入 ②補助金」と同じ金額を記入してください。※千円未満切捨て			

旭川市スタートアップ支援補助金事業計画書

1 申請者の概要

設立年月日	年 月 日	
資本金		
従業員		
業種		
担当者名	部署	担当者
	電話	FAX
	E-mail @	

2 事業計画の概要

事業の名称・応募枠	※（例）新製品販路開拓プロジェクト等を御記載ください。 応募される枠に○をつけてください。 【成長枠】 ・ 【小規模枠】
事業の概要	※150字程度で簡潔に御記載ください。
会社の概要 及び 事業の内容	※会社設立目的、取り組んでいる事業、今回補助金を活用して取り組む事業について具体的に御記載ください。
実施スケジュール	※スケジュールを御記載ください。
将来性	※将来の事業展開について御記載ください。
【成長枠のみ記載】 地域経済波及効果	※他業種他産業への影響等について御記載ください。
【成長枠のみ記載】 雇用性	※今後の正規雇用計画について雇用の要因、雇用予定人数など具体的に御記載ください。

※記入欄は適宜調整して御使用ください。事業計画書は5ページ以内にしてください。

事業予算書					
事業名：様式第1号－1「2 事業計画の概要」の事業の名称をご記載ください。					
1 収入				(単位：円)	
科 目		金 額		資金の調達先	
①自己資金					
②補助金					
③その他()				内部留保資金・借入金など	
計					
2 支出				(単位：円)	
科目	細 目	補助事業に要する経費【A】	うち消費税及び地方消費税【B】	補助対象経費【A-B】	積 算 明 細
応募される枠【成長枠】【小規模枠】をご記載ください。					
	〇〇〇〇〇〇〇	プルダウンから該当する項目を選んでください。	各細目の合計額を記入ください。		〇円×〇個
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	委託先：〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	行き先：〇〇〇〇 目的：〇〇展示会出展
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	外注先：〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	合 計				

備考：不足、不要の欄は加筆、削除してもかまいません。

別表（宿泊費上限）

（国内旅費）

	甲地方	乙地方
宿泊料 (円／泊)	10,900 (消費税・地方消費税抜の額)	9,800 (消費税・地方消費税抜の額)
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて

（国外旅費）

	指定都市	甲	乙	丙
宿泊料(円／泊)	19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米(アメリカ合衆国、カナダ)	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C	○	
	欧州	西欧(イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、北欧四か国等)	○	
		東欧(ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等)		○
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○	
	アジア	東南アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、フィリピン等)、韓国、香港等		○
		南西アジア(インド等)、アジア大陸(中国等)、台湾等		○
	中南米			○
	大洋州(オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア等)		○	
	アフリカ	アビジャン		○
	南極地域			○

旅費に関して実績報告書提出時に必要な書類です。

[illegible]

旅費に関して実績報告書提出時に必要な書類です。

旅費計算書									
日 程		鉄道賃		船賃	航空賃	車賃	宿泊料		備考
月 日	用務地	運賃	急行料金				宿泊数	金額	
〇月〇日	〇〇市～〇〇市	〇〇～〇〇 〇〇km 〇, 〇〇〇円	〇〇～〇〇 〇〇〇円	～ 円	〇〇空港～〇〇空港 〇〇, 〇〇〇円	～ 円	〇泊	〇〇, 〇〇〇円	
〇月〇日	〇〇市～〇〇市	〇〇～〇〇 〇〇km 〇, 〇〇〇円	〇〇～〇〇 〇〇〇円	～ 円	〇〇空港～〇〇空港 〇〇, 〇〇〇円	～ 円			
		～ km 円	～ 円	～ 円	～ 円	～ 円			
		～ km 円	～ 円	～ 円	～ 円	～ 円			
		～ km 円	～ 円	～ 円	～ 円	～ 円	泊	円	
		～ km 円	～ 円	～ 円	～ 円	～ 円	泊	円	
小 計		〇, 〇〇〇円		円	〇〇, 〇〇〇円	円	〇泊 〇〇, 〇〇〇円	消費税抜き	
旅 費 合 計							〇〇, 〇〇〇円		

航空賃については、複数(2者以上)の旅行代理店の見積書, または, インターネット等で航空券を取得する場合は、購入金額を複数(2者以上)比較検討したことが確認できる画面をプリントアウトしたものが必要となります。

旅費に関して実績報告書提出時に必要な書類です。

出張報告書

代表取締役	取締役	部長	課長	担当	報告者	
印	印	印	印	印	所属	〇〇部〇〇課〇〇係
					氏名	〇〇 〇〇〇

〇月〇日から〇月〇日まで出張しましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

記

1. 用務先

北海道〇〇市

2. 出張期間

令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 〇日間

3. 出張用務

〇〇〇〇事業の実施に必要な〇〇〇〇〇〇業務

4. 内容

①〇〇〇〇展示会打合せ

日時: 〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

場所: 北海道〇〇市〇〇町〇〇番〇〇ドーム

先方対応者: 〇〇 〇〇〇, 〇〇 〇〇

【概要】

〇〇〇〇展示会についての打合せを行い、〇〇〇層をターゲットとした販促物の作成やより多くの来場者に注目してもらうために動画を作成することとした。なお、より効果的にPRするためにパンフレットを刷新し、〇〇部作成することとなり、早急にデザイン案を作成してもらうよう依頼した。(資料については別添参照)

②〇〇〇〇の視察

日時: 〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

場所: 北海道〇〇市〇〇町〇〇番〇〇会議場

先方対応者: 〇〇 〇〇

【概要】

〇〇〇の視察を行い、〇〇業界における注目アイテムや売れ筋商品をリサーチした。弊社でも〇〇などを共同開発できれば〇%の売り上げにつながると確信し、先方と〇月〇〇日に商談することとなった。

出張者, 用務先, 日付, 目的のほか, いつ, 誰と, どこで, 何をしたかを詳細に記載してください。
本補助事業以外の用務が含まれる場合も省略せずに記載してください。

※事業採択後の状況調査に必要な書類です。

6 ページの 7 (4) 参照

状況報告書

企業名(屋号)	株式会社〇〇〇
代表者(職氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇
所在地	
設立年月日	年 月 日
資本金	
従業員	
業種	
担当者名	〇〇 〇〇
・ 部署	
・ 電話番号	〇〇-〇〇〇〇
・ F A X 番号	〇〇-〇〇〇〇
・ E - m a i l アドレス	〇〇@〇〇.co.jp
採択年度	令和〇年度 ※採択年度を御記入ください。
事業の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※採択時の事業名を御記入ください。
前期売上高(決算期)	〇億円(令和〇年〇月期) ※前期売上高と決算期を御記入ください。
事業の成果について	新製品・新サービスの展開状況や販路拡大活動など、補助事業完了後の取り組み状況について、具体的に御記入ください。 (記載例) ・新製品を年間〇〇社納品済、新サービスの利用者は延べ〇千人、〇〇社と商談中、〇〇展に出展、作成したチラシを増刷など。(補助金を活用した成果をお書きください。)
地域経済波及効果	市内の事業者や雇用などにどのような影響があったか、具体的に御記入ください。 (記載例) ・新製品／新サービスの展開により、「市内の〇〇事業者との取引件数が〇〇件増加した」「新たに〇〇名雇用した」「市内の年間観光客数の増加に寄与した」など
事業完了後の動向	令和〇年〇月 自社ホームページ更新 令和〇年〇月 ECサイト〇〇で自社商品の出品販売開始 令和〇年〇月 東京ビックサイトで開催された〇〇〇展に出展